

## 浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第2回）議事録

1. 開催日時 平成 29 年 7 月 13 日（木）13：30～
2. 開催場所 健康センター 1 階会議室
3. 出席団体名  
和洋女子大学（委員長）、浦安手をつなぐ親の会（副委員長）、いちょうの会  
浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」  
浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会、浦安市社会福祉協議会  
介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド、社会福祉法人なゆた、  
千葉県弁護士会京葉支部、千葉県立市川特別支援学校、千葉商科大学、社会福祉法人サンワーク  
社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人敬心福祉会、NPO 法人タオ  
NPO 法人千楽 chi-raku、こども発達センター、教育研究センター、健康福祉部長  
健康福祉部次長
4. 議題
  - (1) 現計画の進捗状況について
  - (2) 当事者団体等ヒアリングの実施について
  - (3) 計画の構成と重点項目について
5. 資料
  - (1) 議題 1 資料 浦安市障がい者福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度版）進捗状況
  - (2) 議題 2 資料 浦安市障がい者計画策定のためのヒアリング調書
  - (3) 議題 3 資料 計画の骨子と重点項目について、計画の目次構成（案）
6. 議事

### 1. 開会

事務局：ただいまより、平成 29 年度第 2 回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。会議の開催にあたり、事務局より委員のみなさまにお願いがございます。当委員会は傍聴可能であり、議事録を浦安市ホームページで公開いたします。特に、個人情報に関わる発言等につきましては、十分なお配慮をお願いいたします。尚、議事録には発言者が所属する団体名のみを記載させていただきますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。議事の記録、及び会議の円滑な進行のためにも、ご発言の際には挙手をいただきます。その後、委員長の「〇〇委員お願いします」という発言の後に、団体名、氏名を述べてください。その後に発言をお願いいたします。当委員会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際には、ゆっくりお話しくださいますようお願いいたします。進行が早いよう

であれば、手話通訳の方より挙手をお願いしたいと思います。

それでは、これより議事進行を委員長をお願いいたします。

委員長：みなさんこんにちは。暑い中ではございますが、今日は策定委員会と推進協議会とのダブルヘッダーで長丁場になりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは会議の進行を務めさせていただきます。

議題に入る前に、前回ご欠席されていた委員から自己紹介をお願いいたします。

千葉県立市川特別支援学校：千葉県立市川特別支援学校と申します。前は欠席をさせていただき申し訳ございません。1年間、どうぞよろしくをお願いいたします。

千葉商科大学：どうぞよろしくをお願いいたします。この委員会を通して、私も学びたいと思います。よろしくをお願いいたします。

委員長：それでは議事に入りたいと思います。

本日の議題は3つございます。(1)「現計画の進捗状況について」、(2)「当事者団体等ヒアリングの実施について」、(3)「計画の構成と重点項目について」でございます。

## 2. 議題

### (1) 現計画の進捗状況について

委員長：議題(1)「現計画の進捗状況について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：事務局の障がい事業課です。

議題1資料、「浦安市障がい者福祉計画（平成27年度～平成29年度版）進捗状況」の説明をさせていただきます。本日、「浦安市障がい者福祉計画（平成27年度～平成29年度）」という冊子をお持ちの方がいらっしゃいましたら、そちらも併せてご覧いただければと思います。資料は膨大な量となりますので、説明としては「重点項目」、「平成28年度の新規事業」がいくつかございますので、そちらを中心に説明させていただきます。冊子をお持ちの方がいらっしゃいましたら、そちらをご覧ください。「事業」がどこに書かれているのかと言いますと、例えば21ページ「施策の方向1 理解と交流の促進」の中の「基本施策」、「(1)啓発の促進」という項目があり、その中に「現状と課題」「取り組みの方向性」がまず書かれています。次に「主な事業」ということで、庁内の各担当部署が行っている事業が列記されている形になります。この「主な事業」の平成28年度の進捗状況について、報告させていただきたいと思います。

資料には、この「主な事業」の「事業名」「担当課」「内容」も書かれておりますので、この資料をご覧ください。こちらが冊子と同じ内容となります。

1ページ目、「新規」として「市川特別支援学校通学支援事業」ということで、市川特別支援学校に自力通学をする入学したばかりの1年生で、希望があった生徒さん1名について自力通学に慣れるまでの1学期間、4月から6月の間、浦安駅のバス停付近から原木中山駅までの区間で、市民のボランティアによる見守りの支援を行いました。こちらは平成28年度からの新規事業となります。

2ページ目、「施策の方向2 福祉・生活支援の充実」、こちらは重点項目となっております。

11番、「基幹相談支援センター事業」は、地域における障がい者に対する相談支援の中核的な役割を担う機関として、支援困難なケースや他事業所の後方支援などを行う基幹相談支援センター事業について委託を行いました。

13 番、「身体障がい者相談員、知的障がい者相談員」は、障がいのある当事者の方やそのご家族に地域の相談員としてご協力いただき、相談員を配置し、電話やFAX等で相談に対応しました。

14 番、「計画相談支援推進事業補助金」は、市内のサービス等利用計画を作成する相談支援専門員がまだまだ少ないということで、市内の事業所に限らず計画相談を作成する相談支援専門員の人件費について補助を行いました。

続きまして3ページ目です。

17 番、「障がい者在宅介護支援事業」は、一時介護委託料等助成については疾病などにより障がいのある方を自宅において介護することが困難になった場合、また、介護者の方が病気などになり自宅での介護が困難になった場合に、有料で介護員に委託した場合の委託料について助成を行いました。

20 番、「日常生活支援事業」については、いくつか事業があります。

「寝具乾燥消毒事業」につきましては、寝たきりの身体障がい者の方などに使用している寝具について、月1回乾燥消毒をする事業を行いました。また「給食サービス事業」では、自分で食事の調理が困難な障がいのある方に、食事の提供、個別に配食するということと併せて、障がいのある方の安否の確認を行いました。

21 番、「自立支援協議会・地域生活支援部会」については、人材の確保や障がいのある方のお住まいや就労の充実を図るために協議を行う地域生活支援部会を年4回開催しました。

22 番、「喀痰吸引等研修事業補助金」では、医療的ケアを行うことができるヘルパーの不足ということで、医療的ケアを行うことができるヘルパーには専門の研修を受講することが必要になるため、その研修を受講した職員の受講費について、障がい福祉サービス事業所に経費の一部の補助を行いました。

23 番、「障がい者等一時ケアセンター」では、障がい者等一時ケアセンターにおいて短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、24時間365日介護士を配置して、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアを提供しました。

続きまして4ページ目です。こちらは新規事業が2点ございます。

「知的障がい者等家族支援事業」は、行動障がいのある知的障がいの方に「おまもりシール」という家族の連絡先などを書いたシールをアイロンで衣服の内側に貼っておくことにより、行方がわからなくなってしまったときに、早期にご本人の身元がわかるようにするものを配布しました。こちらは平成28年度からの事業になります。

もう1点の新規事業は「障がい者短期入所事業所運営費補助金」です。こちらは、市内に短期入所事業が少ないということで、市内で短期入所事業を運営する事業者に対して、運営に要する経費の一部について補助金を交付しました。

続きまして5ページ目です。

28 番、「重度障がい者支援事業所運営費補助金」については、重度障がい者の支援の充実ということで、障がい支援区分4以上の障がい者を支援している市内の生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援などを運営する事業者に対して、運営経費の一部補助を行いました。

29 番、「身体障がい者福祉センター事業」については市の施設になります。身体障がいのある方を対象に生活介護、自立訓練、地域活動支援センターⅡ型の事業を行い、福祉の増進を図りました。また、看護師を配置して痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアも提供しました。

30 番、「ソーシャルサポートセンター事業」についても市の施設になります。精神障がいのある方を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行い、創作的活動、生産活動の機会の提供を行いました。

31 番、「障がい者福祉センター事業」についても市の施設になります。知的の障がいがある人を対象に生活介護、就労継続支援 B 型の事業を行いました。

続きまして 6 ページです。

38 番、「障がい者グループホーム整備事業補助金」では、浦安市内にグループホームを整備する事業者に対し、整備費用について補助金を交付しました。

新規事業の「地域生活支援拠点の整備」につきましては、地域生活支援拠点を整備するための検討を行い、運営事業者と設計事業者を公募し選定を行いました。こちらは「やや遅れている」になっております。前計画においては、平成 29 年度までに地域生活支援拠点を整備としておりましたが、国の第 5 期障害福祉計画基本方針において、平成 32 年度末までというように延長されております。

続きまして 11 ページに移ります。

「施策の方向 4 子どもへの支援の充実」の「基本施策」「(4) ライフステージを通じた支援の推進」が重点項目になっております。

70 番、「障がい者福祉推進事業」は、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うためのツール、サポートファイルについて、講演会や事業所合同説明会等で周知を行いました。また「共通シート」を作成し、各事業所に周知を行いました。また、障害福祉サービスを利用している障がいのある方にもサービス更新の際に周知を行い、共通シートを広く使っていただけるようにしました。

71 番、「青少年サポート事業」は、学齢期から概ね 25 歳までの発達障がいの方、また発達が気になる方を対象として、専門性の高い相談支援や療育支援を行うという市の独自事業になります。こちらの事業では、個別療育や集団療育、またペアレントトレーニングなどの地域支援も行いました。

続きまして「施策の方向 5 雇用・就労支援の推進」、こちらも重点項目になっております。

74 番、「就労支援センター事業」は、市の施設になります。障がいのある方が就労の場や機会を得られるよう、障がい者就労支援センターにおいて就労相談、就労訓練、また職場開拓や定着支援を行いました。

12 ページをご覧ください。

81 番、「身体障がい者福祉センター事業」は、市の施設になります。身体障がいのある方を対象に生活介護、自立訓練など福祉的就労に結びつける支援を行いました。

82 番、「ソーシャルサポートセンター事業」は、市の施設になります。精神障がいのある方を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行い、福祉的就労の促進を図りました。

83 番、「障がい者福祉センター事業」は、市の施設になります。知的の障がいがある方を対象に、生活介護、就労継続支援 B 型の事業を行い、福祉的就労の促進を図りました。

14 ページに移ります。

「施策の方向 6 生活環境の整備」の中の「(3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」が重点項目となっております。

99 番、「災害時要援護者支援事業」は、災害時、要援護者に対し緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成、また災害時要援護者名簿の整備を行い、自治会や自治防災組織、民生委員さんに名簿の配布を行いました。

100 番、「福祉避難所支援事業補助金」は、浦安市においては「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を民間の事業所と締結しております。この福祉避難所に対し、福祉避難所に備蓄する物資の購入をした場合に補助金を交付しました。

新規事業として「災害時要援護者用バンダナの配布」では、外見からは支援が必要であることがわからない障がいのある方、意思表示が難しい方に対し、バンダナに「支援が必要です」や「耳が聞こえません」などと書かれたものを配布しました。こちらは平成 28 年度からの事業になります。

「障がい者グループホーム消防設備設置費補助金」として、市内のグループホームの事業所に対し、消防設備の設置に必要な経費の補助を行いました。平成 28 年度からの事業になります。

17 ページをご覧ください。

「施策の方向 7 自立と社会参加の促進」の「(3) 差別の解消と合理的配慮の推進」が重点項目となっております。

113 番、「意志疎通支援事業」では、聴覚に障がいがある方のコミュニケーションを支援するため、平日午前 9 時から午後 5 時まで、手話通訳者を障がい福祉課内に配置しました。また、聴覚に障がいがある方の依頼に応じて手話通訳者、また要約筆記奉仕員を派遣しました。

115 番、「こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業」では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、浦安市障がい者差別解消推進計画を作成し、その中で市内の小学校の福祉教育として自立支援協議会で作成した「こころのバリアフリーハンドブック」を配布しました。また、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民向けの講演会や研修会を実施しました。

119 番、「庁舎等建設事業」です。昨年度、新庁舎の建設を行いました。ローカウンターの設置や入口の音声案内、難聴者支援システムなどを整備した新庁舎ができました。

18 ページに移ります。

新規事業の「障がいを理由とする差別の解消の推進」では、平成 28 年度 4 月に浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定し、市の障がい者差別解消の取り組みを計画的に推進しました。また同時に、障がい者権利擁護センターを開設し、障がい者差別に関する相談の受け付け対応を行いました。

「重点項目」と「新規事業」を抜粋した形になりますが、報告は以上になります。

委員長：ありがとうございました。大変たくさんのお仕事ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見があれば挙手をお願いいたします。

浦安市聴覚障害者協会：質問です。99 番の「災害時要援護者支援事業」についてですが、災害が起きたときに放送でのお知らせになるとしたら、私たちは聴覚障がいがあるためそれを聞くことができません。その点についてどのように考えていただいているのでしょうか。

委員長：事務局、その点はいかがでしょう。声の放送でしか緊急放送はないのでしょうか。

事務局：確認させていただき、後ほど報告させていただきます。

1 点訂正がございます。6 ページの 38 番「障がい者グループホーム整備事業補助金」で、「計画

通り」となっていますが、障がい者グループホームの整備自体が現計画で目標が100床となっております。目標に至っていないため「やや遅れている」ということになりますので、訂正をお願いします。

委員長：目標100床ですが、今は何床ですか。

事務局：現在60床です。

委員長：そのほかいかがですか。

千葉商科大学：99番の内容のところ「災害時要援護者名簿の整備を行います」と書いてありますが、具体的に名簿をどのような手段で管理保管をしているのでしょうか。

事務局：災害時要援護者名簿については、担当課で整備しまして自治会、自主防災組織にお渡ししています。取り扱いの方法、保管方法については、こちらから厳重に保管するようお願いをして保管していただいております。また、自治会等と覚書を締結し、保管方法についても取り交わして保管していただいております。

千葉商科大学：ここはすごく大事だと思っています。個人情報をごどのように必要なときに情報共有するかということと、個人情報のセキュリティが安全かどうかです。具体的な手法の中で、今「協定書」「覚書」とおっしゃいましたが、これはその通りだと思います。全国の中で、その管理をする方々については、行政の方々が個人情報保護法についてのレクチャーをしっかりと個別にして、共通理解のもとにそれを管理することが必要です。その管理の仕方についても、例えば練馬区では該当する生活圏域の中の小学校に鍵付の保管庫を設けて、その鍵の管理、もしくはいざというときに誰がそれを開錠するかということまでしっかりと協定書、覚書の中にも明記されております。それに対して、浦安市ではここまでやっている、あるいはこういった予定があるということがあれば教えていただきたいと思います。

事務局：担当課は、社会福祉課になっております。協定書、覚書なども担当課と確認をしまして、次回回答させていただきたいと思います。

健康福祉部次長：健康福祉部の社会福祉課が、民生委員や各自治会の防犯部、自主防災組織に対して提供をさせていただいております。80くらいの自治会があり、個人情報保護の観点で要支援者名簿がセンシティブなものですので、実績では毎年名簿を作成し、年度替わりの役員が交代するときに通知を出して、こういった名簿があるので各自主防災組織においては希望があれば取りにきてほしいと要請をします。やはり協定の内容が厳しいです。コピーをしてはいけない、自主防災組織の部会長さんが厳重に保管するといった取り決めがあります。そういった名簿を、そこまで管理できないということで半分以下です。運営上の課題があります。基本的にはそれぞれ協定がありますので、協定の情報ごとにコピーしてはいけない、その名簿については自治会の中でも鍵のかかる場所、あるいは自宅に持ち帰り、必ず自主管理できるよう徹底してくださいという旨の規定は必ず入っております。

委員長：ありがとうございます。副委員長、お願いします。

副委員長：3・11の大震災のときに、要援護者名簿をつくっていたと思います。そのときに名簿に載せる線引きについては、重度の人を載せるということでした。災害のときは重度だけではないと思います。名簿を下ろしたということですが、名簿作成のときにどの範囲まで吸い上げているのでしょうか。

事務局：災害時要援護者登録制度は、浦安市災害対策基本条例の施行規則によって情報の対象となる方

というのが決められております。介護保険の要介護3から5に該当する方、また身体障がい手帳を交付されている方で、視覚障がい、下肢、体幹、移動機能、四肢機能の障がいそれぞれ1級、2級の交付をされている方、この方たちが規則で対象となります。またご本人の同意のもと、情報提供の対象になる方もいらっしゃいます。こちらは介護保険の要介護1または2に該当する方、また規則の対象者を除く身体障がい者手帳1級、2級の方、療育手帳マルA、またはAの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、65歳以上の高齢者のみの世帯の方となっております。

副委員長：3・11のときと同じですね。しかも本人が載せてもよいと承諾したところだけ下ろすということでした。確かに障がい者にとってマルAやAではとても大変なところがあると思います。それを持っていなくてもパニックを起こしたりする人がいると思います。そういった特記事項については、こちらが言えば載せていただけるのでしょうか。

事務局：対象者については誰でも載せられるものではなく、ご本人の同意の上であっても、今お伝えした方たちが対象になります。

委員長：要援護者名簿というルールに基づいた対象ということです。社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、お願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：14ページの、新規事業の「地域生活支援拠点の整備」について質問が2点あります。

これまでの議論の中では、地域生活支援拠点の整備目標は平成31年度だったと思います。この資料では、平成32年度末ということになっています。これは1年後ろ倒しになったのでしょうか。また、進捗状況で「やや遅れている」というコメントの記載があるのですが、具体的にどのような事項で計画通りに進んでいないのか、具体的な課題等があるのであれば教えてください。

委員長：平成32年度の話は、国の基本指針で「第5期障害福祉計画において」という通知が出ました。それで平成32年度末までの整備目標になったのではないかと思います。

事務局：地域生活支援拠点の整備の内容については、国の基本指針に基づき当初平成29年度末ということでしたが変更になり、平成32年度末までということ、国の方針が変わったため、記載させていただきました。

地域生活支援拠点については、複合施設に入る予定になっております。設計が遅れておりまして、予定では平成31年度中には移る予定になっております。

事務局：先ほどの浦安市聴覚障害者協会さんからの質問の件についてお答えいたします。

緊急地震速報の放送の件で、99番の「緊急通知速報の貸与」というところでの対応ではありませんが、市の緊急情報のメールサービスがあり、登録いただいている方についてはメールでご連絡することはできるようになっております。

浦安市聴覚障害者協会：登録しているので大丈夫です。ありがとうございます。

委員長：株式会社オリエンタルランド、お願いします。

株式会社オリエンタルランド：個別にどれがというわけではないですが、資料の表現の仕方のところで、事業名があり内容があり、実施状況、進捗状況、評価が示されております。「講演会を実施した」「補助金を出した」「推進した」という書き方で、行政的にはやむを得ない表現なのだと思いますが、先ほどの「100床に対して現在60床」といったことや、「平成32年度の国の目標に対して浦安市は平成31年度を目指す」といったように、具体的に書けるところはそういった書き方がよいと思います。特に気になったのは、1ページの「市川特別支援学校通学支援事業」で、「1

年生の生徒1名の方に対して自力通学に慣れるまで4～6か月の間見守りを行った」とあります。「見守りをします」という設定なので、「見守りを行った」という目標達成でやむを得ないとは思いますが、そのお子さんが自立してその後どうなったのかが個人的には気になります。見守ったおかげで6か月後には自力通学できるようになったなど、そういった表現にしたほうがより理解が進むのではないかと思います。

委員長：私もそれは気になっておりました。実績のところがよくわからないので、読んでいても消化不良な感じになります。いかがでしょうか。

事務局：今後の計画策定にあたって目標設定などをしていきます。具体的に実績を挙げていけるところは挙げてもらうようにしたいと思います。

委員長：3ページの23番の「障がい者等一時ケアセンター」ですが、わかれば年間実績を教えてくださいと思います。

事務局：資料を確認させていただきます。後ほどご報告させていただきます。

委員長：31番の「障がい者福祉センター事業」は浦安市の直営という意味ですか。

事務局：障がい者福祉センターにつきましては、浦安市の指定管理の中で運営を行っております。

委員長：ありがとうございます。介護給付費等の支給に関する審査会、お願いします。

介護給付費等の支給に関する審査会：担当課が、障がい福祉課や障がい事業課ではないところが行っている項目を挙げているところについて質問です。例えば40番の「各種健診」がありますが、これは障がい者ではなく一般の市民と同じ内容だと思います。また、102番の「自主防災組織育成事業」ですが、これは防災課が行っている事業だと思います。これを障がい福祉計画として挙げているのですが、ほかの担当課との連携はどのような形で行うのですか。健診のところでは、市が行っている一般のみなさんが受けている胃の健診がありますが、体の不自由な人があの機械に乗って検診を受けるのは非常に難しいと思います。それは無料なのですが、受けることができないので普通の病院にいて胃カメラを飲むという話を聞きました。そういったことや、長時間待っていることに対して、例えば障がい者が健診を受けるために何らかの協力を求めるようなことを行っている、あるいは防災に関しても、地域の中で防災訓練を行っているときに障がい者に対しての何らかの啓蒙活動というものを行っているというような実態が見える形で、障がい者に関わりの中での事業の進め方を図れたらよいのではないかと思います。その実態があるのかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

委員長：一般施策の中で、障がい者がどのように位置づけられているのか、またその配慮等どのように連携をとっているのかがわかれば、ご報告をお願いします。

事務局：障がいのある方への配慮については、健診に限らずすべての市役所で行っている事業の中で、合理的配慮は行うということになっております。それはどの課も行っております。40番「各種健診」については、障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見という基本施策に応じた形の回答になっております。障がいのある方の配慮というところまでは、記載していません。102番の「自主防災組織育成事業」については、防災課が中心となっております。自主防災組織への災害時要援護者の支援に対する理解などについては、障がい事業課も防災課と協力をして、実際に自主防災組織の研修などに参加しております。

委員長：介護給付費等の支給に関する審査会、お願いします。

介護給付費等の支給に関する審査会：防災のほうで、実際にそういったことを行っているのであれば記

載したほうがよいと思います。概要について網羅はされているのですが、もう少し具体的にこう  
いった形で行っているという文言があればわかりやすいと思います。

事務局：進捗状況の報告になりますが、今後進捗状況を踏まえ計画に盛り込んでいくこととなります。

そういったところも含めて担当課にもヒアリングを行いつつ、盛り込んでいきたいと思います。

委員長：ほかにご質問がなければ、次の議題に移りたいと思います。

## （２）当事者団体等ヒアリングの実施について

委員長：（２）「当事者団体等のヒアリングの実施について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題２資料「浦安市障がい者計画策定のためのヒアリング調書」をご覧ください。

こちらは第１回でもお知らせしたと思いますが、今回当事者団体さんにヒアリングを行うという  
ことで、この調書はすでに送付済みですのでご報告という形になります。この策定委員会にも参  
加していただいております団体さんも含めて８団体さんに「浦安市障がい者福祉計画策定のため  
のヒアリング調書」を送付し、事前にこちらに回答をいただくようになっております。内容とし  
ては、同じ障がいの種別の方々の団体ということになるので、団体としても障がい特性に特化し  
た課題や要望などがあるかと思えます。そういった要望を共有している団体さんより回答をいた  
だき、より要望の集約ができればよいと思っております。こちらは７月末までに団体さんからご  
提出いただきまして、９月の初旬あたりに各団体さんに対してヒアリングを実施する予定となっ  
ております。以上です。

委員長：先ほど、議題（１）で宿題となっていたところの回答をお願いします。

事務局：23番の「障がい者等一時ケアセンター」の利用状況についてご報告させていただきます。一時  
ケアセンターについては、地域生活支援事業に基づく日中一時支援事業、指定障がい福祉サービ  
スに基づく短期入所事業、市独自の緊急時預かりと事業を実施しております。日中一時支援事業  
については、平成27年度末の集計で1,733名、短期入所については705名、緊急の日中の預かり  
については4名、緊急の宿泊については103名、合計で延べ人数2,545名になります。平成28  
年度については、日中一時が1,485名、短期入所が658名、緊急の預かりが1名、緊急の宿泊が  
35名、合計で延べ人数2,179名になります。

委員長：ありがとうございます。それでは先ほどの（２）ヒアリングの実施について事務局から説明を  
いただきました。これについて質問があればお願いします。

委員長：特になければ、ヒアリングについてはこれで進めさせていただくということでよろしいでしょ  
うか。それでは先に進みます。

## （３）計画の構成と重点項目について

委員長：議題（３）「計画の構成と重点項目について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題３資料（１）（２）のA3の資料をご覧ください。

まず議題３資料（１）「計画の骨子と重点項目について」説明させていただきます。こちらは障  
がい者福祉計画の冊子をお持ちの方は併せてご覧ください。

18ページに「施策の体系」が載っております。この「施策の体系」について、現計画のものがい  
ちばん左に書かれております。真ん中は「アンケート調査結果等からの主な課題」になっており、  
この「主な課題」を受け、右の「新浦安市障がい者福祉計画の体系骨子案」となります。「アン

ケート調査結果等からの主な課題」ということで説明をさせていただきます。障がい者福祉に関するアンケート調査結果報告書も併せてご覧ください。

まず「啓発・広報」についてです。「障害について理解が深められるよう、福祉人権教育の充実が求められており、今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、福祉教育ならびに周知啓発を行っていくことが必要です。」といった課題になっております。こちらにつきましては、アンケートの 113 ページをご覧ください。「障がいのある人への市民の理解を深めるためには、なにが必要だと思いますか」という質問があります。こちらでいちばん多かったのが「学校での福祉人権教育」37.1%となっております。また、障がい児 18 歳未満のお子さんを限定した回答になりますと、「学校での福祉人権教育の充実を深める」という回答をした方は 65.3%となりました。こういったことから「啓発・広報」が大きな課題ということが読み取れます。

続きまして「生活支援」では、「福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。」となっております。こちらについては、短期入所などのサービスが必要だという意見になると思います。冊子の 35 ページをご覧ください。こちらは、各種障がい福祉サービスの満足度のところで「不満である」と答えた方の、不満の理由となっております。短期入所については、「市内にサービス事業所が少ない」64.3%、「希望する時間に受けられない」35.7%と高い確率となっております。こういったことから短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要ということになります。

次の「成年後見制度について知っている人が少ない」の、アンケート結果は 37 ページになります。「成年後見制度を知っていますか」という質問に対して、「知らない」、「よく知らない」と答えた方が合計で 47.9%になります。こちらは、前回 3 年前の結果が 38.3%でしたので、10%程度「よくわからない」という方が増えている結果になりました。また、障がい児に特化したデータによると、69.1%が「知らない」、「よく知らない」という結果となっております。次の 38 ページで、「成年後見制度についてどのように考えますか」という質問に対して、「よくわからないので教えてほしい」という回答が 18.8%でした。これは障がい種別的に見ると、知的障がい者では 36.5%、また障がい児の数字でいうと 37.2%が「よくわからないので教えてほしい」という回答を出しています。こういったことから、成年後見制度の周知を図っていくことが重要です。

「教育・育成」では、「専門的な相談機関や身近な相談の場が求められており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制・相談体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です」という課題となっております。こちらについては、アンケートの 20 ページになります。「どのような支援があれば暮らしやすくなりますか」という質問に対して、障がい児については「気軽に相談できる相談先」という回答となっております。18 歳以上については、「金銭的支援や無料のサービス」がいちばんになります。また 100 ページでは、「現在の相談体制についてあなたが感じていること」という質問ですが、こちらも障がい児については「専門的な相談窓口が不足している」という答えが 2 番目に多くあり 8%の方がそう思っているということです。

「保健・医療」については、115 ページをご覧ください。「暮らしやすくなるために、充実してほしいこと」として「保健・医療サービスの充実」が最も高く、次いで「生活安定への支援」とな

っています。「さまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取り組みを推進していくことが必要です」という課題になっております。このアンケート結果と、今後行う団体ヒアリング等の結果を踏まえ、この右側の体系を作成していきたいと考えております。今この段階で、右側の新しい「体系骨子」につきましては、ほぼ変わりはないのですが、アンケート結果から導き出し「1 理解と交流の促進」を重点項目として挙げております。

議題3資料(1)については以上です。

続きまして、議題3資料(2)をご覧ください。

こちらについては計画の目次構成(案)ということで、目次の構成になっております。計画の冊子では、「はじめに」の次の「目次」の構成になります。左側が「①現行計画の目次構成」で、真ん中は「②国 第4次障害者基本計画骨格案」、「③国が示す策定の基本指針等」、いちばん右側が「④浦安市障がい者福祉計画の目次構成(案)」となっております。③の国が示す障害福祉計画の基本指針については、前回にご説明したとおりとなっております。②の第4次障害者基本計画骨格案については、前回少しお話ししましたが、平成30年度から34年度の5年間で国の第4次障害者基本計画ということで、現在策定中であり秋ぐらいに整えられることになっております。浦安市としては、まだ整っていない案なのですが、国の案を踏襲したほうがよいだろうということで、今は案の資料を掲載させていただいております。こちらについて少しご説明したいと思います。

「Ⅱ 基本的な考え方」の「1 基本理念」についてです。障害者権利条約を日本が締結してから初めての障害者基本計画ということになりますので、この障害者権利条約の理念を意識したつくりとなっております。整合性の確保というところに重点を置いております。

「3 各分野に共通する横断的視点」については、第3次の計画と変更はほとんどありませんが、いくつか変更しているところがあります。

「(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援」というところでは、前回もこういった項目はあったのですが、重症心身障害他、重複障害の理解などの充実ということが新たに盛り込まれております。

「(5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」が新しい内容になっております。

続きまして、「Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向」については、1から11までございます。この1から11が現行の施策の方向性とほぼ一致する形になっております。「1. 安心・安全な生活環境の整備」、「2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「3. 防災、防犯等の推進」、「4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」、「6. 保健・医療の推進」、「7. 行政等における配慮の充実」、「8. 雇用・就業、経済的自立の支援」、「9. 教育の振興」、「10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興」、「11. 国際協力の推進」となっております。

18ページの浦安市の計画の施策の方向性をご覧ください。浦安市の計画の「1 理解と交流の促進」については、国の第4次障害者基本計画で対応するところは「4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「7 行政等における配慮の充実」、「11 国際協力の推進」になります。浦安市の計画「2 福祉・生活支援の充実」については、国の第4次障害者基本計画の「2 情

報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」が入ってきます。

浦安市の計画の「3 保健・医療の充実」については、国の第4次障害者基本計画の「6 保健・医療の推進」となります。

浦安市の計画「4 子どもへの支援の充実」については、国の第4次障害者基本計画の「9 教育の振興」になります。

浦安市の計画「5 雇用・就労支援の促進」については、国の第4次障害者基本計画の「8 雇用・就業、経済的自立の支援」になります。

浦安市の計画「6 生活環境の整備」については、国の第4次障害者基本計画の「1 安心・安全な生活環境の整備」、「3 防災・防犯等の促進」になります。

浦安市の計画「7 自立と社会参加の促進」については、国の第4次障害者基本計画の「4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「7 行政等における配慮の充実」、「10 文化芸術活動・スポーツ等の推進」となります。

こういったところが、市の「施策の方向性」に盛り込まれる内容となります。国の基本計画の骨格案、障害福祉計画の基本指針等を受け、新たな目次構成が右側になります。今のところ特に大きな変更はございませんが、前回お話ししましたとおり障害者総合支援法、児童福祉法の改正により、障がい者福祉計画をつくるのが義務づけられましたので、こちらを別に出した目次構成を考えております。第1編が「障がい者計画」、第2編が「障がい福祉計画」、また第3編として「障がい児福祉計画」があり、こちらは別に項目を設けて記載するという事で検討をしております。月曜日にこども部会が開催されましたが、そちらでも「障がい児福祉計画」を別に出して策定するという事では、特に異論はございませんでした。目次構成についても、施策の方向性といったところをこれから作成していく中で、また少しずつ変えていきたいと思っております。

以上です。

委員長：これからヒアリング等を進めていくということですので、現時点での整理になります。ただいまのご説明に対してご意見、ご質問はございませんか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：議題3資料（1）の右側で「浦安市障がい者福祉計画の体系骨子」の「4 子どもへの支援の充実」というところが、今から策定する浦安市障がい者福祉計画目次構成案の第3編の「障がい児福祉計画」に詳しく記載されるということでしょうか。

事務局：「障がい児福祉計画」は、障がい福祉計画の中に盛り込まれていたものを別出しするという事になっております。この「子どもへの支援の充実」というところが、障がい児に対する福祉計画になりますが、障がい者計画の「施策の方向性」というところでは、このままこちらの中に子どもの支援についても含まれる形で書いていきたいと思っております。第3編の「障がい児福祉計画」については、サービスの量、実績等を載せる形になるかと思えます。

株式会社オリエンタルランド：これからまだいろいろと足していくと思えます。現時点で、議題3資料（1）の（現）と（案）というところですが、アンケート調査結果等から主な課題が浮き彫りにされているということです。次の3年を考えたときに「施策の方向性」、「基本施策」にまったく変化感がありません。ヒアリング等を通して課題を抽出しているわけなので、基本施策に基づく事業計画の中で、平成29年度までのバリエーションとの変化が見られるのでしょうか。特に「1 理解と交流の促進」は、前3年との違いでいうと重点項目として設定したということです。重点

項目に設定した背景については、行政のみなさんの思うところがあると思いますので、重点に設定したところと、今までの基本施策の①、②、③で、力を入れて一生懸命力を入れて行きますというところと、やっていく基本施策の見える化のところは若干重きを置いてはいますが、具体的な部分が見えづらい気がします。

もう一点、「5 雇用・就労支援の推進」は、前回と同様に重点施策となっております。新市長になり、野菜工場がいったん見直しになったことも聞いております。そういった中で、重点に掲げて案があったのですが、いったん白紙になっており、玉がなくなってしまい推進していく上で不安は感じています。

委員長：重点項目が計画の中で見えるようにしたらどうかというご意見だと思います。この「施策の方向性」をこの7点で切りわけしようとするとなかなか変えようがないかもしれませんが、その中でも、何か前回よりもここはというようなことは、中の見出しで載せるのでしょうか。見える化ができないかというご意見でしたが、いかがでしょうか。

健康福祉部次長：前計画と今回の計画の、計画体系、施策の方向性、基本施策等、アクセントがないというご意見だったと思います。この枠組みで最終的にくる措置事業については、先ほど議題1でご説明いたしました121事業あります。前回の121事業を見ると、「〇〇事業」といった羅列になっており、「〇〇事業の拡充をする」や、説明のところでもこの内容についてどこを充実していくのかという具体的な部分が確かにはないと思います。今の貴重なご意見を、参考とさせていただきます。第1層がここでいうと「施策の方向性」があり、それから基本施策、いちばん下に121の措置事業があります。その措置事業のそれぞれの頭出しの時点で、施策体系も場合によっては、例えば重点事業を上を持ってくるといったようにできるかと思います。企画政策課の策定する総合計画のように、頭出しにしてパイロット事業といった位置づけもできますし、その辺はいちばん具体的な措置事業が、少しずつ頭出しが出てきたところで、骨子のスケルトンも必然的に構成を変えられたらと考えています。

委員長：ぜひお願いしたいと思います。そのほかには、いかがでしょうか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともでございます。アンケート調査結果116ページで、グレーアウトされているところが、アンケート結果の希望、要望で「暮らしやすくなるために充実してほしいこと」のパーセンテージの高いところだと思います。116ページの中の、「就学進路指導の充実」33.8%ということで、高い数字が出ています。それに対して、議題3資料(1)「障がい者福祉計画体系骨子案」の「子どもへの支援の充実」のところの③が重点施策になっていません。このアンケートを反映させるとするならば、「③就学・進学相談の充実」を重点項目としてご検討いただければと思います。

事務局：障がい児の方のアンケート結果においても、進学相談の充実は大変要望が多くなっておりますので、そういったところを踏まえこの策定委員会でもこういったところを重点項目にしたほうがよいのではないかというご意見をいただければ、今後部会でもご意見をいただきますので、それを踏まえて検討していきたいと思っております。

委員長：よろしくお願いいたします。ほかにご意見はございませんか。

それでは、以上で議題はすべて終了いたしました。事務局から報告事項があればお願いします。

事務局：次回の策定委員会は、10月12日になります。ヒアリングの結果等もお話できるかと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長：以上をもって、第2回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を終了いたします。本日は、お忙しい中ご参加いただきありがとうございました。

平成29年7月13日（木）  
午後1時30分～  
健康センター 第1会議室

平成29年度第2回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 現計画の進捗状況について
- (2) 当事者団体等ヒアリングの実施について
- (3) 計画の構成と重点項目について

3. 閉会

浦安市障がい者福祉計画(平成27年度～29年度版)進捗状況

施策の展開

\* 施策の方向性・基本施策・事業名・事業内容は、平成27年～29年度版「障がい者福祉計画」に掲載した内容となっております。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
<b>施策の方向1. 理解と交流の促進</b>						
(1)啓発の促進	1	こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業	障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。	障がい事業課	計画どおり	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合かつ計画的に実施するために、「浦安市障がい者差別解消推進計画」を策定し、その中で市内小学校の福祉教育で「こころのバリアフリーハンドブック」を配布することを目標とし、市内の全小学校に配布しました。また行政職員、教育関係者、支援者、一般市民向けの講演会や新浦安駅前において啓発イベントを実施しました。
	2	自立支援協議会・権利擁護部会	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」で、関係機関の連携を強化し、啓発活動を推進します。	障がい事業課	計画どおり	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと、障がい者の権利擁護に関する啓発・広報等に関する事項を協議するための「権利擁護部会」を4回開催しました。
	3	職員研修	新規採用職員研修等で、障がいと障がいのある人への理解を深めるために、福祉研修(車いす利用体験、障がい当事者の講話等)を行います。	人事課	計画どおり	新規採用職員(行政・建築・保健師)33名に対し、福祉体験研修を実施しました。
(2)市民との協働による支援活動の促進	4	こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業	市役所の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力しながら、障がいと障がいのある人への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」の配布や講演会やイベントなどの啓発活動を行います。	障がい事業課	計画どおり	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、「こころのバリアフリーハンドブック」を夏休みボランティアのガイダンスガイダンス等で配布しました。また市民向けの講演会や新浦安駅前において啓発イベントを実施しました。
	5	事業の後援	市民活動団体等が、障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを行う際に、周知広報の協力等、側面的支援を行います。	障がい事業課	計画どおり	障がい福祉団体等の講演会等について後援を行い、広報うらやす及びホームページへの掲載についての協力等を行いました。
	6	市民活動促進事業	市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行います。 市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対し補助を行います。	協働推進課	計画どおり	・市民活動センターを運営していく中で、市民活動に関する情報の提供や相談対応、また備品等の貸し出しを行いました。 (市民活動センター利用承認団体数:436団体) ・市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対し補助金を交付しました。 (交付決定団体:9団体)
	7	ボランティア休暇制度	職員のボランティア活動への参加を支援するため、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。	人事課	計画どおり	庁内グループウェアのキャビネット上にて、周知を行いました。
新規	市川特別支援学校通学支援事業	市川特別支援学校高等部生徒の通学時、ボランティアが横に付き添い、見守りを行います。	障がい事業課	計画どおり	希望のあった市川特別支援学校1年生の生徒1名について、自力通学に慣れるまでの4～6月の間、最大浦安駅付近のバス停から原木中山駅までの区間で、市民ボランティアによる見守り支援を行いました。 開始時期:平成28年度	

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(3)交流機会の拡充	8	浦安市障がい福祉団体事業費補助金	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。	障がい事業課	計画どおり	障がい福祉団体5団体に対し、親睦旅行等、当該団体が行う交流活動事業の経費の一部について補助金を交付しました。
	9	まなびサポート事業	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。	教育研究センター	計画どおり	特別支援学級と通常の学級の児童生徒の日常的な交流を基盤にし、個々のニーズに応じて、教科学習等の交流及び共同学習を推進しました。特別支援学級と通常の学級担任の交流や、はっぴい発表会等を通じて、障がいのある子どもに対する教職員全体の理解を促進し、校内体制の拡充を図りました。
施策の方向2.福祉・生活支援の充実						
(1)相談支援の充実	10	自立支援協議会・相談支援部会	「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を進めるため、相談支援の地域の実態や課題等の情報を集約し、共有して課題解決に向けて協働します。	障がい事業課	計画どおり	浦安市の計画相談の現状についてや、より質の高いサービス等利用計画作成のため、計画の評価方法についても検討しました。基幹相談支援センターの実務者会議やグループスーパービジョンの報告を行いました。 また、サポートファイルの活用についても、こども部会とともに検討を行いました。
	11	基幹相談支援センター事業	障がいのある人が地域で生活するためのさまざまな制度やサービスの利用、申請の援助などを24時間365日体制で実施しています。 相談員の資質の向上や相談体制の強化を図る地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討会などを開催します。	障がい事業課	計画どおり	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、支援困難なケースや他事業所の後方支援をおこなうことで、在宅障がい者やその家族の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会生活の促進を図るため、基幹相談支援センター事業について委託しました。
	12	障がい者福祉推進事業	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で作成されるそれぞれの支援計画等が連携するために、障がいの特性や特徴や支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」を周知・活用します。	障がい事業課	計画どおり	サポートファイルについて、講演会や事業所合同説明会等での周知、受給サービス利用更新の際に利用者へ「共通シート」の周知を行いました。 また、自立支援協議会のこども部会及び相談支援部会において、サポートファイルの活用や改善について検討し、成人用サポートファイルの作成を進めました。
	13	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員	障がいのある人やそのご家族に地域の相談員として協力いただき、地域の身近な相談の窓口として、電話やFAX等での相談に対応しています。	障がい事業課	計画どおり	地域の身近な相談窓口として、地域相談員を配置し、相談者に応じて、電話やFAX等での相談に対応しました。
	14	計画相談支援推進事業補助金	計画相談支援及び障がい児相談支援の円滑な実施を促進するため、計画相談支援等を実施する事業所に対し、サービス等利用計画作成等を担う相談支援専門員に要する経費の一部を補助します。	障がい事業課	計画どおり	市内の事業所に限らず、市外の事業所にも補助金を交付し、浦安市の受給者の計画を作成する相談支援専門員の確保を促進しました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(2)在宅福祉サービスの充実	15	障がい者福祉サービス利用支援事業	障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額の全額または一部を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額の全額または一部の助成を行いました。
	16	各種手当の支給	市の手当として、重度障がい者手当、障がい児手当等の支給を行います。 国の手当として、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給もを行います。	障がい福祉課	計画どおり	市手当は、重度の障がいのある方及び障がいのある子どもで障がい内容や所得制限などによって、特別障害者手当(国手当)が受けられない方に支給を行いました。 国手当は、在宅の特別障がい者及び障がいのある子どもに対し、著しく重度の障がいによって生ずる日常生活上の負担軽減を図る一助として支給を行いました。
	17	障がい者在宅介護支援事業	一時介護委託料等助成、住宅改造費用助成、住み替え家賃等助成を行います。	障がい福祉課	計画どおり	一時介護委託料等助成については、疾病等により、障がいのある方を居宅において介護することが一時的に困難となった介護者が、有料で介護人に委託した時の委託料等を助成しました。 住宅改造費用助成については、身体に障がいのある方に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便を図りました。
	18	障がい福祉ガイドブック	障がいのある人およびその家族に向けた情報提供の一環として、各法令や条例等で定められている福祉制度のあらましを冊子にして配布し、ホームページにも情報を掲載します	障がい事業課	計画どおり	最新の福祉制度のあらましを冊子にするとともに、障がい福祉サービス事業所一覧の掲載や、電子書籍の作成を行いました。
	19	地域生活支援事業	日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等を行います。	障がい福祉課	計画どおり	日常生活用具給付事業については、在宅の重度の障がいのある方に対し、特殊寝台、ストマ用装具、聴覚障がい者用通信装置等の日常生活用具の給付及びその取付工事に要する費用の助成を行いました。 移動支援事業については、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の移動に係る支援を行いました。 日中一時支援事業については、日中における活動の場を確保し、介護者の一時的な休息を促し、介護の負担の軽減を図りました。 訪問入浴サービス事業については、巡回入浴車を派遣し、居宅において入浴サービスを行いました。
	20	日常生活支援事業	障がい者緊急時支援事業、寝具乾燥消毒事業、紙おむつ給付事業、ストマ用装具費用助成、出張理髪費用助成、はり・きゅう・マッサージ費用助成、給食サービス事業等を行います。	障がい福祉課	計画どおり	寝具乾燥消毒事業については、寝たきり身体障がい者並びに知的障がい者及び精神障がい者の使用している寝具を月1回乾燥消毒することにより、快適な日常生活を保障し、福祉の増進を図りました。 給食サービスは、自分で食事の調理が困難な障がいのある方で、家族等から食事の提供が受けられない方に対し、食事を戸別に配食すると共に障がいのある方の安否を確認しました。
	21	自立支援協議会・地域生活支援部会	人材の確保等、地域生活支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	障がい事業課	計画どおり	人材の確保等、地域生活支援の充実を図るための協議を行う「地域生活支援部会」を年4回開催しました。
	22	喀痰吸引等研修事業補助金	医療的ケアを行うことができるヘルパーの不足を解消するため、研修に係る経費を補助します。	障がい事業課	計画どおり	研修を受講した職員がいる市内の障がい福祉サービス事業所へ、経費の一部について補助金を交付し、医療的ケアが行える人材の育成を図りました。平成28年度は、特定の実施対象者がいない場合でも、職員が研修を修了した場合は補助金を交付しました。
	23	障がい者等一時ケアセンター	短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行います。痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。	障がい事業課	計画どおり	短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行いました。また看護師等を配置し、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供しました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(2)在宅福祉サービスの充実	24	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便性を図るため、用具の購入費用の一部を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便性を図るため、用具の購入費用の一部を助成しました。
	25	軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、健全な言語および社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費用を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、健全な言語および社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費用を助成しました。
	新規	知的障がい者等家族支援事業	知的に障がいのある方などにおまもりシール(お名前シール)を配布。その方が行方不明になった時に早期に本人の身元が分かるようにし、介護者の負担を軽減します。	障がい福祉課	計画どおり	行動障がいのある知的障がい者(児)の方などにおまもりシール(お名前シール)を配布。あらかじめ、おまもりシール(お名前シール)をアイロンで衣服の内側などに貼っておくことにより、行方不明になった時に早期に本人の身元が分かるようにしました。 開始時期:平成28年度
	新規	障がい者短期入所事業所運営費補助金	短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、短期入所事業所の円滑な運営を促進します。	障がい事業課	計画どおり	市内で短期入所事業を運営する2事業者に対し、運営に要する経費の一部について補助金を交付しました。 開始時期:平成28年度
	新規	地域生活支援拠点の整備	国の基本指針に基づき、平成32年度末までに地域生活支援拠点を整備します。	障がい事業課	やや遅れている	地域生活支援拠点を整備するための検討を行い、運営事業者と施設の設計を行う設計業者を公募し選定しました。 ※国の第5期障害福祉計画基本指針では、平成32年度末までの整備目標に延長されました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(3)日中活動の場の 充実	26	特定地域活動支援センター経営事業費補助金	障がいのある人や難病者等を対象に、休日や夜間を含めた生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。	障がい事業課	計画どおり	社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともが実施する地域活動支援センターⅠ型(地域活動支援センターとも:今川センター・駅前センター「ほっぷ」)の事業に対し、補助金を交付しました。
	27	生活介護事業所整備費補助金	生活介護事業所の施設を整備する事業者に対し、整備費用の補助を行います。	障がい事業課	計画どおり	市内の生活介護事業所の利用者数と利用ニーズ等の検証を行い、平成28年度については生活介護事業所が充足しているため、新たな事業者への補助金の交付を行っていません。
	28	重度障がい者支援事業所運営費補助金	重度障がいのある人を支援する生活介護、継続支援等の事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	障がい事業課	計画どおり	障害支援区分4以上の障がい者を支援している市内の生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援を運営する7事業者に対し、補助金を交付しました。
	29	身体障がい者福祉センター事業	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。	障がい事業課	計画どおり	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行い、福祉の増進を図りました。また看護師等を配置し、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供しました。
	30	ソーシャルサポートセンター事業	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。	障がい事業課	計画どおり	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行い、創作的活動及び生産活動の機会の提供等を行い、福祉の増進を図りました。また計画相談、地域移行、地域定着支援の相談業務も実施しました。
	31	障がい者福祉センター事業	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。	障がい事業課	計画どおり	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行い、福祉の増進を図りました。また計画相談を実施し、サービス等利用計画を作成を行いました。
	新規	障がい者短期入所事業所運営費補助金	短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、短期入所事業所の円滑な運営を促進します。	障がい事業課	計画どおり	市内で短期入所事業を運営する2事業者に対し、運営に要する経費の一部について補助金を交付しました。 開始時期:平成28年度

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(4)住まいの場の充実	32	障がい者在宅介護支援事業(住宅改造費用助成)	身体に障がいのある人に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便を図ります。	障がい福祉課	計画どおり	身体障がいのある人に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便を図りました。
	33	障がい者在宅介護支援事業(住み替え家賃等助成)	民間の賃貸住宅に居住している身体に障がいのある人、知的障がいのある人を含む世帯が、取壊しなどの理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	民間の賃貸住宅に居住している世帯が、その住宅について、取り壊し等の理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間賃貸住宅の転居に要する経費を助成しました。
	34	グループホーム等入居者家賃助成	グループホームの家賃の一部を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	グループホームの家賃の一部を助成しました。
	35	自立支援協議会・地域生活支援部会	住まいに関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	障がい事業課	計画どおり	関係機関の連携を行い、住まいに関する支援の充実を図るための協議を行う「地域生活支援部会」を4回開催しました。
	36	南台五光福祉協会	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援します。	障がい事業課	計画どおり	社会福祉法人南台五光福祉協会が運営する「もくせい園」及び「やまぶき園」の運営を支援するために、負担金の支援を行いました。
	37	障がい者グループホーム運営費補助金	グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行います。また、一時的な利用者の受け入れに対しては、地域生活体験事業として運営費を補助します。	障がい事業課	計画どおり	グループホーム運営事業者へ運営に要した経費の一部について補助金を交付し、円滑な運営を促進し、居住している障がい者の福祉の増進を図りました。
	38	障がい者グループホーム整備事業補助金	グループホームの整備費用等に対して補助を行います。	障がい事業課	計画どおり	浦安市障がい者福祉計画に基づき、グループホームを整備する事業者に対し、補助金を交付しました。
	39	重度障がい者支援事業所運営費補助金	重度障がいのある人を支援するグループホーム等の事業者に対して、人員、設備費用等の運営費の補助を行います。	障がい事業課	計画どおり	障害支援区分4以上の障がい者を支援している市内の共同生活援助を運営する3事業者に対し、補助金を交付しました。
	新規	地域生活支援拠点の整備	国の基本指針に基づき、平成32年度末までに地域生活支援拠点を整備します。	障がい事業課	やや遅れている	地域生活支援拠点を整備するための検討を行い、運営事業者と施設の設計を行う設計業者を公募し選定しました。 ※国の第5期障害福祉計画基本指針では、平成32年度末までの整備目標に延長されました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
施策の方向3. 保健・医療の充実						
(1)障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見	40	各種健(検)診	市国保特定健診、各種がん検診、肝炎ウィルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期発見します。	健康増進課	計画どおり	健康づくりと生活習慣病予防、早期発見、早期治療を図り、住民の健康増進に資するため「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康増進法」及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき健(検)診を行いました。
	41	妊婦健康診査	健診費用の助成を行い、母体や胎児の健康確保を図り、低体重出生等の予防を図ります。	健康増進課	計画どおり	母子手帳交付時には14回分の妊婦健康診査受診券を交付し、定期的に健診を受けるよう指導しました。また、里帰り等で受診券が使えない場合の扶助費の方法についてもあわせて説明を行いました。また、低体重等での出生を少なくするために、ハイリスク妊産婦保健指導・訪問指導等にも力を入れました。
	42	未熟児養育医療	入院を必要とする身体が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を給付します。	健康増進課	計画どおり	乳児の生命を保護するため、未熟児等に必要な医療を給付し、適切な医療を受けられるようにしました。また退院後も指定医療機関と地域が連携し、児及びその家族について情報把握することに努め、新生児訪問や必要に応じ面接、交流会等による支援を実施しました。
	43	乳幼児健康診査	乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査において、発達に心配のある児を早期発見し、適切な機関との連携を行います。	健康増進課	計画どおり	乳児健康診査の徹底を図り、異常の早期発見、乳児の健康増進を促しました。1歳6か月児、3歳児健診では医師による発育の確認や言語、情緒面での発達の遅れが発見された児に対して、適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図りました。また平成29年1月より、1歳6か月児健診でかおテレビを導入し、幼児の社会性の発達に着目し、実施していきました。
(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	44	難病疾患者見舞金	「千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱」及び「千葉県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」に指定された疾患による入院・通院に対し見舞金を支給します。	障がい福祉課	計画以上	「千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱」及び「千葉県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」に指定された疾患による受給者証をお持ちの方に、通院又は15日未満の入院は月額5,000円、15日以上は入院月額10,000円を該当月数に対し、年1回見舞金を支給しました。
	45	自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある18歳未満の児童が、手術などの治療をすることにより機能を回復しうる場合の医療費の助成や補装具の支給を行います。	障がい福祉課	計画どおり	身体に障がいのある18歳未満の児童が、手術などの治療をすることにより機能を回復しうる場合の医療費の医療費を助成しました。
	46	自立支援医療(更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳を持つ人が、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行を防いだりする医療を受ける際の医療費を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	18歳以上の身体障害者手帳を持つ人が、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行を防いだりする医療を受ける際の医療費を助成しました。
	47	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患により継続した通院医療が必要であることが認められた場合、その治療についての医療費を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	千葉県事務の一部を受託し、申請にかかる受理業務及び受給者証交付等を行いました。
	48	医療費助成事業	重度障がい者医療費、精神障がい者入院費、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)の助成を行い、特定医療費(指定難病)や小児慢性特定疾患医療費助成(保健所事業)の周知を行います。	障がい福祉課	計画どおり	障がい者医療(更生医療・育成医療)については、障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して、その障害の除去・軽減に必要な医療費を支給しました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	49	意思疎通支援事業	意思疎通支援事業(手話通訳者の派遣や入院時のコミュニケーションの支援をおこないます。)	障がい福祉課	計画どおり	重度障がいがある方が入院中に医療従事者と円滑に意思疎通ができるよう支援するためにヘルパーを派遣しました。
	50	移動支援事業	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	障がい福祉課	計画どおり	移動支援事業については、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の移動に係る支援を行いました。
	51	社会参加等促進事業	福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成等を行います。	障がい福祉課	計画どおり	福祉タクシー利用料金助成は、障がいのある方(手帳の等級・程度要件あり)が通院等のため福祉タクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成しました。 ICカード助成は、障がいのある方の社会参加の促進を目的として、3,000円分の給付を行いました。 自動車燃料費助成は、障がいのある方(手帳の等級・程度要件あり)が通院等のため自動車を利用する場合に、その燃料(ガソリン)の購入に要する経費の一部として、月額2,000円(1世帯あたり1台)を助成しました。
	52	重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金	児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を助成します。	障がい事業課	計画どおり	日中一時支援を行う1事業所に対し、医療的ケアを行う看護師の人員費の一部について補助金を交付しました。
	53	身体障がい者福祉センター	自立訓練(機能訓練)、地域活動支援センターの機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。	障がい事業課	計画どおり	自立訓練(機能訓練)、地域活動支援センターの機能訓練において、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行いました。また看護師等を配置し、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供しました。
	54	障がい者等一時ケアセンター	短期入所、日中一時支援を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。	障がい事業課	計画どおり	短期入所、日中一時支援を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行いました。また看護師等の痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供しました。
55	在宅ケアサービス推進事業	在宅療養者が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の連携を図り、在宅ケアサービスを推進します。また、通院が困難な方に対し、在宅歯科訪問診療を含む口腔機能の向上を推進します。	健康増進課	計画どおり	市内医療機関の空床確保、介護保険法等その他の法令の給付を受けていない末期の悪性新生物による在宅療養者に対し居宅サービスの一部助成(安心看護支援事業)口腔機能向上普及、訪問歯科診療の推進を実施しました。 また、平成27年度より、浦安市医師会が実施しているクラウドを活用した情報共有システムによる多職種連携に対して補助金(在宅医療介護連携推進事業運営費補助金)を出しています。	

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
施策の方向4. 子どもへの支援の充実						
(1)就学前療育・教育の充実	56	療育費用の助成	療育事業に参加したときの参加費用を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	障がいのある子どもが療育事業(発達期における必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、社会参加へとつなげていくための事業)に参加した時の費用の一部を助成しました。
	57	自立支援協議会・こども部会	子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	障がい事業課	計画どおり	当事者団体・事業者・教育委員会等が参加するこども部会を4回開催し、障がいの特性・特徴や支援内容を記録して関係機関が連携を図るための「サポートファイル」の活用や、成人用サポートファイルの作成などについて検討しました。
	58	障がい者福祉推進事業	サポートファイルの作成・配布、発達支援セミナーの開催等をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。	障がい事業課	計画どおり	サポートファイルについて、講演会や事業所合同説明会等での周知、受給サービス利用更新の際に利用者へ「共通シート」の周知を行いました。また、発達支援講演会を開催し、障がい児支援の知識の普及・啓発を行いました。
	59	こども発達センター(外来部門・通園部門)	発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行うと共に、児童発達支援センターとして保育所等訪問支援等、地域に対する支援事業を行います。	こども発達センター	計画どおり	通園部門では、生活や遊びを通して基本的な生活習慣を培うことを目的に、グループ療育を実施しました。外来部門では個々の発達状況に合わせ、個別に相談・指導・訓練を実施しました。また、当センターは児童発達支援センターとして地域支援の充実も求められていることから、保育所等訪問支援や地域機関訪問など、センター利用児に限らず市内で発達に心配のある子どもとその保護者に対し、適切な支援を提供しました。
	60	まなびサポート事業	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。	教育研究センター	計画どおり	個別相談や園等への訪問を通して、子どもの教育的ニーズを的確に把握し、生活や就学等について指導・支援・相談を行いました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(2) 就学後療育・教育の充実	61	療育費用の助成	療育事業に参加したときの参加費用を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	障がいのある子どもが療育事業(発達期における必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、社会参加へとつなげていくための事業)に参加した時の費用の一部を助成しました。
	62	特別支援学校通学支援事業	市川特別支援学校高等部に通う自力通学が困難な生徒に対して、送迎バスを運行し下校の支援を行います。	障がい事業課	計画どおり	市川特別支援学校高等部に通う自力通学が困難な生徒に対して、週5日登下校時にバスを運行し、通学ができる環境を整えました。
	63	青少年サポート事業	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。	障がい事業課	計画どおり	学齢期から概ね25歳までの発達障がいのある人、発達が気になる人を対象として、専門性の高い相談支援や療育支援を行いました。また、登録者以外の方も参加できるペアレント・トレーニングを開催しました。学校訪問や事業所への訪問など、地域の支援力の底上げにも引き続き取り組みました。
	64	特別支援教育就学奨励費	市内の公立小中学校の特別支援学級等に通う子どもの就学に関して、経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。	学務課	計画どおり	特別支援学級在籍児童・生徒の保護者および通常学級に在籍する児童・生徒(学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒)の保護者に対し奨励費の支給を行いました。また、通級指導教室に通う児童の保護者に対し交通費の支給を行いました。
	65	インクルーシブ教育システム構築モデル事業	文部科学省の委託を受けた合理的配慮の実践研究を通し、特別支援教育のさらなる充実を図ります。	指導課	その他	本事業は、平成25年度から27年度までの文部科学省の委託事業のため、事業としての取組は終了しました。これまでの成果を生かして学校訪問等で指導や支援を進めました。
	66	教職員研修	研修にて通常学級、特別支援学級及び通級指導教室担当教員、補助教員の資質・力量の向上を図ります。	指導課	計画どおり	年間を通して、講師を招聘した特別支援教育研修会を行い、教職員の資質向上に努めました。夏季休業中の教育実践講座や特別支援教育コーディネーター研修会等は、全教職員に参加を呼びかけ、様々な障がいのある幼児・児童・生徒に対する理解を深めました。
	67	まなびサポート事業	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。	教育研究センター	計画どおり	学校や保護者から生活・学習面に関する相談を受けて学校を訪問し、子どもの教育的ニーズを的確に把握し、必要な支援を行いました。「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」については、個に応じた支援や合理的配慮の提供に向けて、保護者と合意形成を図りながら作成・活用を推進しました。また、医療的ケアを必要とする児童が、安心安全に学校生活を送れるように体制づくりを進めました。
(3) 就学・進学相談の充実	68	まなびサポート事業	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。	教育研究センター	計画どおり	子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望を尊重しながら、子どもにとってより良い進路選択ができるよう、就学相談を実施しました。また、就学説明・相談会や学校見学などを実施しました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(4)ライフステージを通じた支援の推進	69	自立支援協議会・こども部会	子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	障がい事業課	計画どおり	当事者団体の方・事業者・教育委員会等が参加するこども部会4回開催し、障がいの特性・特徴や支援内容を記録して関係機関が連携を図るための「サポートファイル」の活用や、成人用サポートファイルの作成などについて検討しました。
	70	障がい者福祉推進事業	サポートファイルの作成・配布や、発達セミナー等の開催をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。	障がい事業課	計画どおり	サポートファイルについて、講演会や事業所合同説明会等での周知、受給サービス利用更新の際に利用者へ「共通シート」の周知を行いました。 また、発達支援講演会を開催し、障がい児支援の知識の普及・啓発を行いました。
	71	青少年サポート事業	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。	障がい事業課	計画どおり	学齢期から概ね25歳までの発達障がいの方、発達が気になる方を対象として、専門性の高い相談支援や療育支援を行いました。また、登録者以外の方も参加できるペアレント・トレーニングを開催しました。学校訪問や事業所への訪問など、地域の支援力の底上げにも引き続き取り組みました。
施策の方向5. 雇用・就労支援の推進						
(1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実	72	自立支援協議会・地域生活支援部会	就労に関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	障がい事業課	計画どおり	就学に関する支援の充実を図るための協議を行うために、「地域生活支援部会」を4回開催しました。
	73	ワークステーション事業(市役所内)	市役所内にワークステーションを設置し、障がいのある人を非常勤職員として雇用し、就労の場を提供します。	障がい事業課	計画どおり	市役所内ワークステーションにて、知的障がいの方2名、精神障がいの方1名の雇用を行いました。
	74	就労支援センター事業	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。	障がい事業課	計画どおり	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、浦安市障がい者就労支援センターにおいて、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行いました。
	75	雇用促進奨励金	雇用機会の拡大並びに福祉の増進を図るため、市内に居住する高齢者及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付します。	商工観光課	計画どおり	高齢者・障害のある方の雇用機会の拡大のため、年2回、高齢者・障がいのある方を雇用している事業主に対して雇用促進奨励金を支給しました。 ・申請状況 高齢者:89名 障がい者A:88名 障がい者B:136名 交付金額:6,700,000円
	76	障がい者職場実習奨励金	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する障がいのある人を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金を交付します。	商工観光課	計画どおり	市川公共職業安定所のあっせんを通じて、市内に居住する障がい者の職場実習を受け入れた事業主に対して、実習生一人あたり2万円の職場実習奨励金を支給しました。 ・申請状況 対象者:45名 交付金額:900,000円

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(2)福祉的就労の促進	77	知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人に対して、一定期間職親が生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場定着性を高めます。	障がい福祉課	計画どおり	2名の知的障がい者に対し職親の委託を決定し、生活指導及び技能習得訓練を行いました。
	78	うらやす市ハンドメイドBOOK	就労施設等の受注・販売を拡大するため、製品や受注業務のカタログを作成し、配布します。	障がい事業課	計画どおり	就労施設等の受注・販売を拡大するため、製品や受注のカタログを配布するとともに、浦安カタログにおいても掲載を行いました。
	79	特定地域活動支援センター経営事業費補助金	障がいのある人や難病者等を対象に、生産活動や創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。	障がい事業課	計画どおり	社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともが実施する地域活動支援センターⅠ型(地域活動支援センターとも:今川センター・駅前センター「ほっぷ」)の事業に対し、補助金を交付しました。
	80	重度障がい者支援事業所運営費補助金	重度な障がいのある人を支援する生活介護、就労継続支援等の事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	障がい事業課	計画どおり	障害支援区分4以上の障がい者を支援している市内の就労移行支援、就労継続支援を運営する2事業者に対し、補助金を交付しました。
	81	身体障がい者福祉センター事業	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。	障がい事業課	計画どおり	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行い、福祉的就労の促進を図りました。
	82	ソーシャルサポートセンター事業	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。	障がい事業課	計画どおり	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行い、福祉的就労の促進を図りました。
	83	障がい者福祉センター事業	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。	障がい事業課	計画どおり	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行い、福祉的就労の促進を図りました。
施策の方向6. 生活環境の整備						
(1)歩行空間・建築物の整備	84	庁舎等建設事業	障がいのある人が円滑に行政手続きなどが行えるよう、ユニバーサルデザインに基づく庁舎として整備していきます。	財産管理課	計画どおり	新庁舎においては、バリアフリー法や千葉県ふくしのまちづくり条例に基づき実施設計し工事を完成しました。障がいのある方々や介護に携わる方々との意見交換会に基づく設計のとおり完成しました。
	85	道路等復旧事業	災害復旧とあわせて、誘導ブロックの復旧や道路の整備を行います。	道路整備課	やや遅れている	今川地区、高洲地区、弁天地区の一部の災害復旧工事を行いました。
	86	当代島旧県道整備事業	側溝を暗渠化(地中に埋めるなど)し、段差の解消を推進します。歩道と車道の区別がつきやすいように、歩道のカラー舗装を推進します。	道路整備課	計画どおり	船塚緑道入口前交差点から医療センター前バス停までの道路整備を行いました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(2)移動・交通手段の整備	87	移動支援事業	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	障がい福祉課	計画どおり	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行いました。
	88	自動車運転免許取得費用事業	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得費用の助成します。	障がい福祉課	計画どおり	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、運転免許取得費用の助成の充実を図りました。具体的には障害者自立支援法の地域生活支援事業として継続を図ります。
	89	自動車改造費用助成事業	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車改造費用の助成します。	障がい福祉課	計画どおり	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車改造費用等の助成の充実を図りました。具体的には障害者自立支援法の地域生活支援事業として継続を図ります。
	90	福祉タクシー利用料金助成	タクシーを利用する場合の利用料金の一部を助成するとともに、福祉タクシー協力機関に対し、協力費を交付します。	障がい福祉課	計画どおり	身体障害者手帳1・2級(視覚障がい者は3級以上)、療育手帳マルA・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級の手帳所持者が、通院等のため福祉タクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成しました。
	91	バス・鉄道共通ICカード利用助成	バス・鉄道共通ICカードの費用の一部を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	平成25年度よりバス回数乗車券の支給から、バス・鉄道共通ICカード利用助成に切り替え、障がいのある方の社会参加の促進を目的として、3,000円分の給付を行いました。
	92	自動車燃料費助成事業	重度な障がいのある人等を対象に、外出支援や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成します。	障がい福祉課	計画どおり	障がいのある方(手帳の等級・程度要件あり)が通院等のため自動車を利用する場合に、その燃料(ガソリン)の購入に要する経費の一部として、月額2,000円(1世帯あたり1台)の助成をしました。
	93	リフト付き大型バス事業	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。	障がい事業課	計画どおり	障がい福祉団体等にリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出し、障がい福祉団体等の社会参加の促進を図りました。
	94	浦安市バス利用促進等総合対策事業補助金	バス乗継利用者の負担軽減を図るため、バス事業者が実施する乗継割引運賃制度の導入に係る費用の一部を補助します。	都市政策課	その他	乗継割引運賃制度の導入にかかる補助は、平成27年度一年限りのため、記載された内容については終了しました。
	95	コミュニティバス事業	ノンステップバスを使用した「おさんぼバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。	都市政策課	計画どおり	既存2路線を計画通り運行しました。また、おさんぼバスの新路線について検討を行いました。
	96	鉄道駅のバリアフリー化設備等整備事業補助金	鉄道事業者が新浦安駅・舞浜駅ホームの安全性の向上を図るため、ホームの内外を判別できる内方線付き点状ブロックの整備を実施することから、整備費の一部を補助します。	都市政策課	その他	内方線付き点状ブロックの整備にかかる補助は、平成27年度一年限りのため、記載された内容については終了しました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	97	Uコミサポート事業	聴覚に障がいのある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。	障がい福祉課	計画どおり	聴覚に障がいのある方に代わって電話代行業務を委託により実施しました。
	98	緊急通報装置の貸与	障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与します。	障がい福祉課	計画どおり	障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与しました。
	99	災害時要援護者支援事業	要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成および災害時要援護者名簿の整備を行います。	障がい福祉課	計画どおり	要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成および災害時要援護者名簿の整備を行いました。
	100	福祉避難所支援事業補助金	市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行います。	障がい事業課	計画どおり	協定を締結した7法人10事業所に対し、福祉避難所に備蓄する物資等の購入費について補助金を交付しました。
	101	救急メディカル情報支援事業	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し配布しています。救急車には、具合の悪い部位などを指をさして伝えるための大型のカードを搭載しています。緊急連絡先やかかりつけ医などの医療情報等を入れて冷蔵庫に保管することができる「救急医療キット」を配布しています。	障がい事業課 健康増進課 消防本部警防課	計画どおり	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し配布しました。救急車には、具合の悪い部位などを指をさして伝えるための大型のカードを搭載しました。また、救急情報シート・写真・健康保険証(写)・診察券(写)・薬剤情報提供書(写)を入れて冷蔵庫に保管し、目印として、ステッカーを玄関ドアの内側及び冷蔵庫表面に貼り、救急隊に周知する「救急医療キット」を配布しました。「救急メディカルカード」と「救急医療キット」について、市の防災訓練でも周知を図りました。
	102	自主防災組織育成事業	災害に備える住民の自主的な組織を育成するため、防災研修会の開催及び自主防災組織が行う事業や資機材等を購入した際の費用の一部を補助し、活動の支援を行います。	防災課	計画どおり	自主防災組織及び市民への啓発や地域主体の防災活動に対する支援を推進しました。
	103	消防緊急Web通報システム	聴覚または言語等に障がいのある人等が、携帯電話(スマートフォンを含む)のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを導入しています。	消防本部警防課	計画どおり	聴覚または言語等に障がいのある人等が、携帯電話(スマートフォンを含む)のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ119番通報するシステムです。なお、平成29年4月1日より共同指令業務構成6市同一のシステムにて運用を開始しました。
	新規	災害時要援護者用バンダナの配布	外見からは支援が必要であることがわからない障がいのある方、意思表示が難しい方が、災害時に支援が必要であることを伝えられるバンダナを配布します。	障がい事業課	計画どおり	希望者に配布するとともに、当事者団体の総会等、自立支援協議会及び部会、市の防災訓練やイベント等で周知を図りました。また、視覚障がいのある方向けにタグをつける改良をしました。開始時期:平成28年度
	新規	障がい者グループホーム消防設備設置費補助金	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防犯安全対策の強化を図るため、消防設備の設置等に必要な経費について補助を行います。	障がい事業課	計画どおり	市内のグループホーム事業所の消防設備の設置に必要な調査にかかる経費の補助を行いました。開始時期:平成28年度
新規	地域生活支援拠点の整備	国の基本指針に基づき、平成32年度末までに地域生活支援拠点を整備します。	障がい事業課	やや遅れている	地域生活支援拠点を整備するための検討を行い、運営事業者と施設の設計を行う設計業者を公募し選定しました。※国の第5期障害福祉計画基本指針では、平成32年度末までの整備目標に延長されました。	

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
施策の方向7. 自立と社会参加の促進						
(1)権利擁護施策の推進	104	自立支援協議会・権利擁護部会	権利擁護に関する支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	障がい事業課	計画どおり	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと、障がい者の権利擁護に関する啓発・広報等に関する事項を協議するための「権利擁護協部会」を4回開催しました。
	105	成年後見事業	成年後見制度の利用の促進等を自立支援協議会で協議します。 成年後見制度の周知と利用のサポート、法人後見等を行います。(社会福祉協議会へ委託) 市民後見人等の人材を育成するため、研修を行います。(社会福祉協議会へ委託)	障がい事業課	計画どおり	「権利擁護協部会」にて、成年後見制度について事例を共有しました。 また、社会福祉協議会へ成年後見制度支援事業の委託を行い、法人後見及び市民後見人等の人材育成のための研修を行いました。
	106	成年後見制度利用支援	助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある人に、費用の助成を行います。	障がい福祉課	計画どおり	経済的な支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある方に、費用の助成を行いました。
	107	こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業	啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。 市職員や市民を対象に講演会や研修会を開催します。	障がい事業課	計画どおり	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、「浦安市障がい者差別解消推進計画」を策定し、その中で市内小学校の福祉教育で「こころのバリアフリーハンドブック」を配布することを目標とし、市内の全小学校に配布しました。また行政職員、教育関係者、支援者、一般市民向けの講演会や新浦安駅前において啓発イベントを実施しました。
	108	消費生活センター	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供等を行います。	消費生活センター	計画どおり	出前講座や生活情報誌、啓発パンフレットを通じて情報提供しました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(2)虐待の早期発見・防止	109	障がい者福祉推進事業	虐待の防止や早期発見を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催します。	障がい事業課	計画どおり	虐待防止講演会を障がい事業課で1回、高齢者・障がい者権利擁護協議会主催で1回行いました。
	110	浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会	関係機関による支援体制の強化と情報共有等を行います。障がい者等の虐待防止に係る具体的な施策や養護者に対する支援施策を協議します。	障がい事業課	計画どおり	平成28年4月から既存の浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会を改め、「浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会」として、障がい者及び高齢者の虐待と、障がい者の差別に関する相談や紛争の防止・解決の取り組みを進めるための協議を行いました。関係団体の代表者による協議会と実務者による勉強会、事例検討会、研修会を行う実務者会議をそれぞれ3回開催しました。
	111	障がい者虐待防止実務者会議	健康福祉部を中心に、受理した通報・届出への支援の方向性の協議を行います。	障がい事業課	計画どおり	健康福祉部を中心に、虐待にかかる通報・届出への支援の方向性を協議する「高齢者・障がい者権利擁護協議会実務者会議」を年3回開催しました。
	112	障がい者虐待防止センター	障がい者の虐待の防止、虐待の通報、届出及び相談の受理と支援、保護を行うとともに養護者への支援を行います。	障がい事業課	計画どおり	平成28年4月から浦安市障がい者虐待防止センターを改め、浦安市権利擁護センターとして、障がい者の虐待及び差別について一体的に相談を受け、必要な支援や保護等を行いました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(3)差別の解消と合理的配慮の推進	113	意思疎通支援事業	聴覚に障がいがある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、手話及び要約筆記等の方法により、コミュニケーション支援を行います。	障がい福祉課	計画どおり	聴覚に障がいがある方のコミュニケーションを支援するため、平日午前9時から午後5時まで手話通訳者を障がい福祉課内に設置しました。また、聴覚に障がいがある方の依頼に応じて、手話通訳者又は要約筆記奉仕員を派遣しました。
	114	Uコミサポート事業	聴覚に障がいがある人が意思の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。	障がい福祉課	計画どおり	聴覚に障がいがある方の対応として、市役所が閉庁している平日午後5時から翌日午前8時半までと、土・日曜日、祝日、年末年始の期間は24時間体制で、委託により電話代行を行なう「Uコミサポート」を実施しました。
	115	こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業	国の基本方針等を踏まえた対応要領等を作成します。啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。市職員や市民を対象に講演会や研修会を開催します。	障がい事業課	計画どおり	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、「浦安市障がい者差別解消推進計画」を策定し、その中で市内小学校の福祉教育で「こころのバリアフリーハンドブック」を配布することを目標とし、市内の全小学校に配布しました。また行政職員、教育関係者、支援者、一般市民向けの講演会・研修会を実施しました。
	116	浦安市障がい者差別解消支援地域協議会	国の基本方針で示された「障害者差別解消支援地域協議会」のあり方や差別や合理的配慮に対する相談の窓口、支援の体制、県との連携等について協議します。(内閣府モデル事業)	障がい事業課	計画どおり	平成26年度から2か年に渡り、内閣府のモデル事業を受け、その中で障がい者差別解消支援地域協議会について協議を行いました。その協議内容を踏まえて、平成28年4月から地域協議会の機能をもつ「浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会」を設置し、その中で障がい者及び高齢者の虐待と差別に関する支援体制及び県との連携等について協議を行いました。
	117	声の広報	視覚に障がいのある人のため、広報うらやすの内容を吹き込んだデージー図書やCDを作成しています。	広聴広報課	計画どおり	広報うらやすを月2回発行分に対して、音楽CD・デージー図書の配布を行いました。
	118	公式ホームページ	文字の大きさが変更できます。音声読み上げソフトへの対応に配慮しています。	広聴広報課	計画どおり	全ページに対して、ウェブアクセシビリティに配慮し、見やすい表現、表示を行いました。また音声読み上げソフトに対応し、視覚障がいのある人も情報を得られるホームページとなっています。
	119	庁舎等建設事業	障がいのある人が円滑に行政手続きなどが行えるよう、ユニバーサルデザインに基づく庁舎として整備していきます。	財産管理課	計画どおり	各施設整備を実施設計に取り込み、工事を完了しました。各受付窓口には適宜、ローカウンターを整備、子育て世帯への対応として特別傍聴席や授乳室を設置しました。傍聴席には難聴者支援システムを整備しました。
	120	消費生活センター	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進を図られるよう、相談、啓発、情報提供等を行います。	消費生活センター	計画どおり	出前講座や生活情報誌、啓発パンフレットを通じて情報提供しました。
	121	ハンディキャップサービス事業	視覚に障がいのある人等のために、拡大写本、点訳図書、音声図書、テキストデータ資料などの資料を製作して提供します。また、対面朗読も行います。外出が困難な方のために、図書館の本や雑誌などをご自宅までお届けする宅配サービスを行います。	中央図書館	計画どおり	視覚に障がいのある人等のための各種資料の製作、対面朗読、宅配サービスを行いました。ハンディキャップサービス協力者養成講座を開催し、市民8名を新規協力者として登録し、対面朗読への活用も開始しました。10月には新たに、音声拡大読書器を導入し、目の不自由な利用者の利便性を高めました。

基本施策	取組番号	事業名	内容	担当課	進捗状況	事業の概要(平成28年度)
(3)差別の解消と合理的配慮の推進	122	選挙費	投票所に仮設スロープを設置、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意しています。 身体に重度な障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施しています。	選挙管理委員会	計画どおり	各選挙において、障がい者が円滑に投票できるように、投票所の施設がバリアフリー等になっていない場合は、仮設スロープを設置する等の措置を行いました。 また、視力に障がいのある有権者が投票しやすいように、各投票所に点字版氏名掲示、候補者の略歴等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意しました。 更に、市政選挙においては、音声版の選挙公報を作成し、「声の広報」利用者に配布しました。また障がい福祉課をはじめ、公民館等の窓口にも据え置きました。 この他、身体に重度の障害等があり、一定の要件を満たす方が自宅で投票できる「郵便投票制度」等について、広報うらやす市のホームページへの記載、選挙広報紙「白ばら臨時号」を新聞折込みする等のPRを行いました。
	新規	障がい者を理由とする差別の解消の推進	平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障がい者を理由とする差別の解消を推進します。	障がい事業課	計画以上	平成28年4月に浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定し、市の障がい者差別解消の取り組みを計画的に推進しました。 また、障がい者権利擁護センターを開設し、障がい者差別に関する相談を受け付け、対応しました。
(4)余暇活動の促進	123	移動支援事業	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	障がい福祉課	計画どおり	移動支援事業については、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の移動に係る支援を行いました。
	124	社会参加等促進事業	福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成等を行います。	障がい福祉課	計画どおり	重度な障がいのある方等を対象に、外出支援や社会参加の実現を推進するため、福祉タクシー、バス・鉄道共通ICカード、自動車燃料費を助成しました。
	125	リフト付き大型バス事業	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。	障がい事業課	計画どおり	障がい福祉団体等にリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出し、障がい福祉団体等の社会参加の促進を図りました。
	126	特定地域活動支援センター運営事業費補助金	障がいのある人や難病者等を対象に、夜間や休日も含めた生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。	障がい事業課	計画どおり	社会福法人パーソナル・アシスタンスともが実施する地域活動支援センターⅠ型(地域活動支援センターとも:今川センター・駅前センター「ほっぷ」)の事業に対し、補助金を交付しました。
	127	ソーシャルサポートセンター	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供などを行います	障がい事業課	計画どおり	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、指定管理によりソーシャルサポートセンターを設置し、その中でレクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供を行う地域活動支援センターⅡ型事業を実施しました。
	128	浦安市社会教育関係団体活動補助金(浦安市軽スポーツ協会)	ポッチャ(重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ)協会に補助金を交付し、ポッチャの普及・振興を促します。	市民スポーツ課	計画どおり	ポッチャ協会に補助金を交付し、普及・振興を促しました。
129	公民館活動	企業等に就労する障がいのある人の夕方からの余暇支援事業「きぼうアフターファイブ」を行います。 知的障がいのある人が休日の過ごし方を学ぶことを目的とした「きぼう青年学級」事業を行います。	公民館	計画どおり	公民館運営方針に基づき、現代的課題事業の1つとして毎月1回、通年開催しました。	
(5)自主的活動の促進	130	自立支援協議会・本人部会	障がいのある人同士で情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案します。	障がい事業課	計画どおり	公募により選任された7名の委員が参加し、3回の会議を開催、委員同士の情報交換と、地域課題を提案しました。
	131	浦安市障がい福祉団体事業費補助金	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。	障がい事業課	計画どおり	障がい福祉団体5団体に対し、親睦旅行、研修等、当該団体が行う事業の経費の一部について補助金を交付しました。
	132	事業の後援	障がい福祉団体等が講演会等の事業を行う際に周知広報の協力等、側面的支援を行います。	障がい事業課	計画どおり	障がい福祉団体等の講演会等について後援を行い、広報うらやす及びホームページへの掲載についての協力等を行いました。

## 浦安市障がい者福祉計画策定のためのヒアリング調書

団体名 \_\_\_\_\_

### 1 団体に係る基礎項目

◆貴団体に係る基礎情報について、ご記入ください。(平成 29 年 6 月 1 日現在)

●会員数            名

●活動する際に利用している施設  
(貴団体で、活動の際に他に利用している施設がございましたら、ご記入ください。)

### 2 団体の目標および活動の内容

◆現在貴団体が活動する上での目標および活動内容などについて、ご記入ください。

●目標

●活動の内容

●今後新たに実施予定の活動 (予定がある場合にご記入ください。)

### 3 目標の達成に向けての課題

◆「2 団体の目標および活動の内容」でお聞きした目標を達成する上での課題について、ご記入ください。また課題の克服に向けて貴団体が取り組んでいることがございましたら、合わせてご記入ください。

①活動上の課題

---

(貴団体の取り組み)

②組織・人員上の課題

---

(貴団体の取り組み)

③その他

---

(貴団体の取り組み)

#### 4 地域福祉、地域生活について

◆貴団体の会員が居住する地域単位での福祉サービス基盤の整備、サービス利用の支援、サービスの質の向上に向けたご要望、ご意見がございましたら、ご記入ください。

サービスの質の向上のために、貴団体が行われている地域との関わりや、市に期待する取り組みについて、ご記入ください。

① ご要望、ご意見（市への要望は「③市に期待する取り組み」にご記入ください。）

② 団体としての取り組み

③ 市に期待する取り組み

## 5 浦安市の障害福祉施策に関するご意見・ご要望

◆平成29年度中に新たな障がい者福祉計画を策定するために、現在作業を進めております。浦安市の障害福祉施策に関して、ご意見・ご要望がございましたら、ご記入ください。

●以下の分野に沿ってお答えください。

- |                                  |                 |
|----------------------------------|-----------------|
| 1 障害福祉の基礎づくり                     | 2 福祉・保健・医療サービス  |
| 3 教育・育成                          | 4 就労            |
| 5 生活環境・まちづくり                     | 6 スポーツ・レクリエーション |
| 7 その他（1から6の分野以外の項目はこちらをご記入ください。） |                 |

※（分野）欄に、上記項目をご記入の上、ご意見・ご要望についても合わせてご記入ください。

(分野)
(ご意見・ご要望)

(分野)
(ご意見・ご要望)

(分野)
(ご意見・ご要望)

## 6 その他

◆その他、ご意見、ご要望がございましたら、ご記入ください。

お忙しい中、ご回答いただき、ありがとうございました。

提出期限：平成29年7月28日（金）

提出方法：同封の返信封筒にてご返送ください。

# 計画の骨子(体系)と重点項目について

(現) 浦安市障がい者福祉計画の体系骨子		アンケート調査結果等からの主な課題	(新) 浦安市障がい者福祉計画の体系骨子(案)	
施策の方向性	基本施策		施策の方向性	基本施策
基本理念 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現		<p>○啓発・広報 障害についての理解が深められるよう、福祉人権教育の充実が求められており今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、福祉教育ならびに周知啓発を行っていくことが必要です。</p> <p>○生活支援 福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。成年後見制度について知っている人は少なく、成年後見制度の利用を促進するため、周知を図るとともに、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。また、今後(将来)の暮らしについて、緊急時の対応のニーズが高く地域共生における体制づくりが必要です。</p> <p>○生活環境 通勤・通学・通院等の外出のためには、必要なこととして「バス・電車乗車券の補助」が最も高く、次いで「道路の段差解消や歩道整備」「タクシー代の補助」が高く、経済的な助成を求めているとともに、「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていくことや、災害時における安心安全の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。</p> <p>○教育・育成 自由意見から、専門的な相談機関や身近な相談の場が求められており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制・相談体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。</p> <p>○雇用・就業 働くために必要なこととして「障がいに合った仕事であること」が最も高く、次いで「勤務時間や日数を調整できること」や「周囲が障がいに対して理解があること」が高くなっています。就労環境の改善、需要の喚起による就労環境の創出に積極的に取り組んでいくことが必要です。</p> <p>○保健・医療 暮らしやすくなるために、充実してほしいこととして「保健・医療サービスの充実」が最も高く、次いで「生活安定への支援」となっています。さまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。</p>	基本理念 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現	
1. 理解と交流の促進	①啓発の推進 ②市民との協働による支援活動の促進 ③交流機会の拡充		1. 理解と交流の促進【重点】	①啓発の推進 ②市民との協働による支援活動の促進 ③交流機会の拡充
2. 福祉・生活支援の充実【重点】	①相談支援の充実 ②在宅福祉サービスの充実 ③日中活動の場の充実 ④住まいの場の充実		2. 福祉・生活支援の充実【重点】	①相談支援の充実 ②在宅福祉サービスの充実 ③日中活動の場の充実 ④住まいの場の充実
3. 保健・医療の充実	①障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見 ②保健・医療・リハビリテーションの充実		3. 保健・医療の充実	①障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見 ②保健・医療・リハビリテーションの充実
4. 子どもへの支援の充実	①就学前療育・教育の充実 ②就学後療育・教育の充実 ③就学・進学相談の充実 ④ライフステージを通じた支援の推進【重点】		4. 子どもへの支援の充実	①就学前療育・教育の充実 ②就学後療育・教育の充実 ③就学・進学相談の充実 ④ライフステージを通じた支援の推進【重点】
5. 雇用・就労支援の推進【重点】	①障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実 ②福祉的就労の促進		5. 雇用・就労支援の推進【重点】	①障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実 ②福祉的就労の促進
6. 生活環境の整備	①歩行空間・建築物の整備 ②移動・交通手段の整備 ③安心・安全に暮らせるまちづくりの推進【重点】		6. 生活環境の整備	①歩行空間・建築物の整備 ②移動・交通手段の整備 ③安心・安全に暮らせるまちづくりの推進【重点】
7. 自立と社会参加の促進	①権利擁護施策の充実 ②虐待の早期発見・防止 ③差別の解消と合理的配慮の推進【重点】 ④余暇活動の促進 ⑤自主的活動の促進		7. 自立と社会参加の促進	①権利擁護施策の充実 ②虐待の早期発見・防止 ③差別の解消と合理的配慮の推進【重点】 ④余暇活動の促進 ⑤自主的活動の促進

今後、「現行計画の進捗評価」「団体ヒアリング」等の結果を踏まえ、体系を作成していきます。

# 計画の目次構成(案)について

①現行計画の目次構成	②国 第4次障害者基本計画骨格案 (H29.5.29)	③国が示す策定の基本指針等	④浦安市障がい者福祉計画の目次構成(案)
<p><b>計画の基本的事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨</li> <li>2 法律・制度の動向</li> <li>3 計画の位置づけ</li> <li>4 計画の期間</li> <li>5 計画の対象者</li> <li>6 計画策定の方法</li> <li>7 計画の推進・フォロー体制</li> </ol> <p><b>第1編 障がい者計画</b></p> <p><b>第1章 計画の基本理念と施策推進の方向性</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の基本理念と重点的な取り組み</li> <li>2 施策の体系</li> </ol> <p><b>第2章 施策の展開</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理解と交流の促進</li> <li>2 福祉・生活支援の充実</li> <li>3 保健・医療の充実</li> <li>4 子どもへの支援の充実</li> <li>5 雇用・就労支援の推進</li> <li>6 生活環境の整備</li> <li>7 自立と社会参加の促進</li> </ol> <p><b>第2編 障がい福祉計画</b></p> <p><b>第1章 計画の基本的事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の基本方向</li> <li>2 サービスの内容と対象者</li> </ol> <p><b>第2章 地域移行等の目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域生活への移行目標</li> <li>2 就労の目標</li> </ol> <p><b>第3章 障害福祉サービスの推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問系サービスの取り組み</li> <li>2 日中活動系サービスの取り組み</li> <li>3 居住系サービスの取り組み</li> <li>4 相談支援の取り組み</li> <li>5 障がい児支援の取り組み</li> <li>6 地域生活支援事業(必須事業)の取り組み</li> <li>7 地域生活支援事業(任意事業)の取り組み</li> </ol> <p><b>資料編</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい者の状況</li> <li>2 浦安市障がい者福祉計画策定委員会</li> </ol>	<p><b>I 対象期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30(2018)～34(2022)年度の5年間</li> </ul> <p><b>II 基本的な考え方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本理念 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約の理念</li> <li>・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念</li> <li>・障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。</li> </ul> </li> <li>2. 基本原則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会における共生等</li> <li>・差別の禁止</li> <li>・国際的協調</li> </ul> </li> <li>3. 各分野に共通する横断的視点 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保</li> <li>(2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</li> <li>(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</li> <li>(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援</li> <li>(5)障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</li> <li>(6)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</li> </ol> </li> </ol> <p><b>III 各分野における障害者施策の基本的な方向</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全・安心な生活環境の整備</li> <li>2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>3. 防災、防犯等の推進</li> <li>4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li> <li>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</li> <li>6. 保健・医療の推進</li> <li>7. 行政等における配慮の充実</li> <li>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</li> <li>9. 教育の振興</li> <li>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</li> <li>11. 国際協力の推進</li> </ol>	<p><b>【第5期障害福祉計画】</b></p> <p>○基本指針の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)地域共生社会の実現のための規定の整備 「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進</li> <li>(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(3)障害児支援の提供体制の計画的な整備 「地域支援体制の構築」「保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」「地域社会への参加・包容の推進」「特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備」「障がい児相談支援の提供体制の確保」の柱の盛り込み</li> <li>(4)発達障がい者支援の一層の充実 発達障がい者支援地域協議会の設置</li> <li>(5)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉施設入所者の地域生活への移行や、入所者削減目標の設定</li> <li>② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、障がい保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置</li> <li>③ 平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を整備</li> <li>④ 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保 など</li> </ol> </li> </ol> <p><b>【第1期障害児福祉計画】</b></p> <p>○基本的理念</p> <p>障がい児の健やかな育成のための発達支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)専門的な発達支援を行う障害児通所支援及び障害児相談支援の充実と地域支援体制の構築</li> <li>(2)障がい児のライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築</li> <li>(3)障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進</li> </ol> <p>○障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)地域支援体制の構築</li> <li>(2)保育・保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</li> <li>(3)地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進</li> <li>(4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備</li> <li>(5)障害児相談支援の提供体制の確保</li> </ol>	<p><b>計画の基本的事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨</li> <li>2 法律・制度の動向</li> <li>3 計画の位置づけ</li> <li>4 計画の期間</li> <li>5 計画の対象者</li> <li>6 計画策定の方法</li> <li>7 計画の推進・フォロー体制</li> </ol> <p><b>第1編 障がい者計画</b></p> <p><b>第1章 計画の基本理念と施策推進の方向性</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の基本理念と重点的な取り組み</li> <li>2 施策の体系</li> </ol> <p><b>第2章 施策の展開</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理解と交流の促進</li> <li>2 福祉・生活支援の充実</li> <li>3 保健・医療の充実</li> <li>4 子どもへの支援の充実</li> <li>5 雇用・就労支援の推進</li> <li>6 生活環境の整備</li> <li>7 自立と社会参加の促進</li> </ol> <p><b>第2編 障がい福祉計画</b></p> <p><b>第1章 計画の基本的事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の基本方向</li> <li>2 サービスの内容と対象者</li> </ol> <p><b>第2章 地域移行等の目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域生活への移行目標</li> <li>2 就労の目標</li> </ol> <p><b>第3章 障害福祉サービスの推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問系サービスの取り組み</li> <li>2 日中活動系サービスの取り組み</li> <li>3 居住系サービスの取り組み</li> <li>4 相談支援の取り組み</li> <li>5 障がい児支援の取り組み</li> <li>6 地域生活支援事業(必須事業)の取り組み</li> <li>7 地域生活支援事業(任意事業)の取り組み</li> </ol> <p><b>第3編 障がい児福祉計画</b></p> <p>(※未定)</p> <p><b>資料編</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい者の状況</li> <li>2 浦安市障がい者福祉計画策定委員会</li> </ol>